熊本県告示第 455 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事	業 者 名	指定年月日
美里居宅介護支援事業所	有限会社	美里在宅支援事業	平成16年4月1日
葦北郡芦北町大字天月 1176 番地	所		

熊本県告示第 456 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業所 かがやき 22	有限会社 ライフサポート・	平成 16 年 4 月 1 日
玉名郡岱明町大字浜田 518 番地 7	はやの	

熊本県告示第 457 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
上天草市居宅介護支援センター	上天草市	平成 16 年 3 月 31 日
上天草市龍ヶ岳町高戸 1419-19		

熊本県告示第 458 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地		事業者名 指定年月日
	上天草社会福祉協議会 居宅介護支援事	社会福祉法人 上天草市社会 平成 16 年 3 月 31 日
	業所	福祉協議会
上天草市松島町合津 3433-52		

熊本県告示第 459 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業所 ふれあい倶楽部	医療法人社団仁水会	平成 16 年 4 月 1 日
おがわ		
下益城郡小川町南部田 131-1		

熊本県告示第 460 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
康寿苑訪問介護事業所	社会福祉法人 嘉悠会	平成 16 年	43000100171114	身体障害者
上益城郡嘉島町大字北甘木	上益城郡嘉島町大字北甘木	4月19日		居宅介護
2073 番地	2073 番地			
	西村 栄彦			

公 告

熊本県公告第392号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 八代市高島町字築延 4380 番 9、同 4402 番、同 4403 番及び同 4404 番 1 3,675.20 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北九州市門司区浜町 10 番 16 九産福岡株式会社

熊本県公告第393号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

人吉市下林町字大坪 140 番、同 141 番 1、同 142 番、同 143 番、同 144 番、同 145 番、同 146 番、同 147 番、同 148 番、同字七麦田 181 番、同 182 番、同 183 番、同 188 番、同 189 番、同 190 番、同 191 番、同 192 番、同 193 番 1、同 194 番 1、同 202 番、同 203 番 1、同 203 番 3 及び同字買 本 307 番 1

18,162.52 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名 東京都荒川区西日暮里二丁目 27 番 5 号 株式会社 ダイナム

熊本県公告第394号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
 - 八代都市計画公園 2・2・1 号八幡児童公園 (廃止)
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所 熊本県土木部都市計画課